

各市町村保育主管課ご担当者様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）に関する対策について（通知）

日頃より、感染症対策・食中毒予防にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省から、高病原性鳥インフルエンザについて通知がありました。

つきましては、参考資料等をご活用の上、貴職所管の認定こども園、認可保育所、地域型保育事業実施施設に対し、下記事項について周知いただきますようお願いいたします。

なお、認可外保育施設の権限移譲済み市町村におきましては、貴職所管の各認可外保育施設に対して、併せて周知をお願いいたします。

記

1 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙2）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
 - (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。
 - (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。
 - (4) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿などの落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。
- また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

【参考資料】

- 農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

- 消費者庁 鳥インフルエンザに関する情報について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_161129_01.html

連絡先

担当 福祉部子ども室子育て支援課
認定こども園・保育グループ 山口
電話 06-6944-6678(直通)